

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)(衆議院提出)

要旨

本法律案は、現行法における認定申請の遅れによる不利益や特別遺族弔慰金等の請求期限等の問題にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被認定者について、医療費及び療養手当を、原則として、療養開始日にさかのぼって支給するものとする。

なお、医療費等の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その死亡した者の遺族に対し、その差額を救済給付調整金として支給するものとする。

二、指定疾病に関する認定申請をしないで現行法の施行日以後に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給するものとする。

三、現行法の施行日前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付

を受ける権利が時効によって消滅した者に対し、特別遺族給付金を支給するものとする。

四、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料並びに特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする。

五、国は、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに本制度の周知を徹底するものとする。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。